

平成十九年十月二十六日受領
答弁第一二二三号

内閣衆質一六八第一二三号

平成十九年十月二十六日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出社会保険庁職員の賞与返還に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出社会保険庁職員の賞与返還に関する再質問に対する答弁書

一について

年金記録問題検証委員会においては、現在も検証のための最終段階の議論が継続中であるが、近々その報告書の取りまとめがなされるものと承知している。また、政府部内における事実関係の調査については、終了したもものからその結果を適切に公表してまいりたい。

二について

社会保険庁としては、先の答弁書（平成十九年十月十六日内閣衆質一六八第七五号）六についてで答えたとおり、賞与の自主返納等は、年金記録問題の責任の所在とは関係がなく、これを行うか否かは、自由意思に基づいて社会保険庁職員等が個人として決定すべきものであると考えている。

三について

厚生労働省としては、寄附を行うか否かは、自由意思に基づいて歴代厚生労働事務次官等が個人として決定すべきものであると考えている。

四及び五について

社会保険庁を指導し、監督する責任を負うのは、第一義的には同庁長官であり、政府としては、歴代厚生大臣等に対し、寄附等のお願いをすることは考えていない。